歴史調査の楽しみ方

日平城跡

ひらじょうあと

熊本県立装飾古墳館 館長
大田幸博
（元・菊水町史編纂委員会副委員長）

今年の2月22日でした。当時、日平城調査担当者の居石裕臣さん（町教委・参事）が、蜻浦での聞き込み内容を、現場で説明してくれました。その中で「日平城の頂上から、北々東に見える城山は、日平城よりも城地としての、認識度が、むしろ高い」との情報に驚きました。城山の存在は、以前から分かっていましたが、同じ山にあるので、「日平城の砦だろう」くらいの認識でした。自然地形を利用した「物見の場」と思いましたので、調査を先送りにした経緯があります。でも、話しを聞くと、単なる砦ではなく、確たる縄張りが期待できそうな感じがしました。俄然、興味が湧きました。

大きな縮尺の地形図で場所を再確認すると、双方の頂上間の距離は、３８０m。標高は、城山が１３５mほど低く、そこに至るには、一旦、標高２６０・５mの谷間に下る必要がありました。しかし、山城調査は、手順を踏まねばなりません。地元の方の案内が不可欠です。段取りを、居石さんに、頼みました。

〔城山に登る〕 ３月８日の調査日でした。蜻浦区長の水上節雄さんが、現場に見えられました。有難い事です。「子供の頃は、よく城山に登りました」と話されました。心強い限りです。水上さんの案内で、日平城の山頂から城山を目指す事になりました。

急な岩場の山腹を下ると、谷間に出ました。２段の小段があって、一番低い所に出ると、凹地になっていました。数m幅で、堀切に見えました。それから尾根は、上がりに転じましたが、緩傾斜地を造成した小段の上は、直ぐに、小山でした。ところが、そこは、風倒木が足の踏み場も無いほどに重なり合っていたのです。水上さんも、苦笑いです。やっとの思いで通り抜けましたが、尾根は、再度、小規模な凹地となって、それから、一直線の登りになりました。起伏が無く、固い地面には、一面に落ち葉が堆積していました。足がかりも無く、足に力を入れて、喘ぐ様に登りました。でも、良く見ると、尾根の斜面は、全域、5～10m幅で押し広げられている様です。所々に、小段地形もありました。

目立つ遺構は、山頂直下の平場にありました。山頂斜面との境を断ち切る堀切です。土塁も残っていますが、大木が斜めに根を張って、自然界の逞しさを感じました。

標高３２８・７mの山頂部分は、直径16mの平場（Ⅰ郭）でした。明らかに、造成されています。建物もあったのでしょう。見晴らしの良い所でしょうが、現在は、樹木が密生しており、全く視界が利きません。

城山の縄張りは、まだ、続きます。Ⅰ郭下から、北東へ向う長さ60mの尾根の区画も、造成されていました。特に、端部の長さ10mの範囲は、一段、高くなっていますので、この箇所を徹底的に造成して、形の整った平場（Ⅱ郭）ができていました。真っ平な地表面に驚きました。城山で、一番の造成地です。ただし、Ⅰ郭と同様に、視界が利きません。

Ⅱ郭の直下には、さらに小平場が造成されていました。間のⅡ郭斜面は、削り落としの痕跡が明確です。これから先の尾根は、1～2m幅に括れた岩場に変化します。この地点が、縄張りの北東端です。

こうして、8日の城山踏査が終わりましたが、本格的な縄張りに、驚きました。城山だけでも、立派な中世城です。認知度の高いのが理解できます。今後の調査が楽しみです。水上さんに、感謝です。

日平城Ⅰ郭から城山を見る

米トレーサビリティ制度が実施されます

取引等の記録　22年10月～
産地情報の伝達　23年 7 月～

平成21年4月に米穀事業者に対し米穀などの譲受け、譲渡しに係る情報の記録や産地情報の伝達を義務付けることを内容とした法律が制定されました。取引などの記録・保存は本年10月から、産地情報の伝達は平成23年7月からスタートします。

一般消費者への産地情報の伝達手段

商品の包装に
産地情報を記載

店内に産地情報を掲示

当店は○○国産の米を使用しています。

購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示

商品の包装に産地を知ることができる方法を記載

原料米の産地情報〉
○○せんべい……国　　産
□□あられ……○○国産
△△おかき……○○国産

Ｗｅｂアドレスやお客様相談窓口電話番号など産地情報を入手するための照会先を記載。

店内に産地を知ることができる方法を掲示

産地情報については、店員にお尋ねください。

当店は○○国産の米を使用しています。

メニューに産地情報を記載

【取引などの記録の作成・保存】22年10月～

米や種もみをJAや業者などに出荷・販売、購入を行った場合には、その記録を3年間保存する必要があります。

なお、一般消費者への直接販売、縁故米などは記録の作成は不要です。

JAへの出荷伝票は必ず3年間保存して下さい。

記録事項：品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬入・搬出を行った場所、米穀の用途など

【産地情報の伝達】23年7月～

米・米加工品を他の事業者に譲渡したり、一般消費者へ販売・提供した場合は産地情報の伝達が必要です。

○事業者間の産地情報の伝達
他の事業者に譲渡す場合に、伝票または商品の容器・包装などに記載が必要です。

○一般消費者への産地情報の伝達
包装への記載や店内への掲示（メニュー表などへの記載）の方法による産地情報の伝達が必要です。

問い合わせ先　九州農政局消費・安全部地域第四課　☎0968・25・2137